

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	専門学校 東都リハビリテーション学院
設置者名	学校法人 小関学院

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	理学療法学科(4年制)	夜・通信	3,144 時間	80×4=320 時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<http://www.toutoreha.ac.jp/disclosure>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	専門学校 東都リハビリテーション学院
設置者名	学校法人 小関学院

1. 理事（役員）名簿の公表方法

<http://www.toutoreha.ac.jp/disclosure>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	広尾内科クリニック 院長	2023.11.7 ～ 2025.11.6	内科医として医療 系学校運営に関する アドバイザー
非常勤	東京城南整形外科	2023.11.7 ～ 2025.11.6	スポーツ整形外科 医として医療系学 校運営に関するア ドバイザー
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	専門学校 東都リハビリテーション学院
設置者名	学校法人 小関学院

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
(理学療法学科 4年制)	
【授業計画作成について】 昨年度実施した授業科目、講義内容の検証に基づき、新年度の授業科目の設定、担当教員を決定する。各授業科目の講義内容の詳細を授業担当の教員が作成し、理学療法学科内の会議にて新年度の授業計画が決定される。 授業計画書の項目は、授業科目名、単位数、時間数、科目区分、対象年次、学期、授業形態、担当講師、授業の概要、学習到達目標、授業内容、授業方法、成績評価の方法、履修上の留意点、教科書等、参考図書等、関連項目、コアカリキュラム対応、最近の国試出題傾向とし、学内統一の様式で作成する。 【作成過程と公表時期】 翌年度の講義科目の設定、教員配置などの授業計画を12月までに担当教員が作成する。立案した計画を1月の学内会議で検討し、授業計画の承認をもって正式決定となる。 3月に新年度の授業計画書(シラバス)が完成し、HP上に公開する。また新年度開始とともに学生へ提示する。	
授業計画書の公表方法	http://www.toutoreha.ac.jp/disclosure
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

学則細則において、成績、卒業試験、卒業・修了の認定、進級判定会議、実習派遣判定会議、卒業判定会議、及び(臨時)教職員会議について規定している。

学科で定める授業科目の試験(レポート含む)により成績評価を行っている。

(参考)

学則

- 第18条 校長(学院長)は、教育課程の定めるところにより、各学年ごとに修了すべき学科目について試験を行い、合格者に対して当該学科目の修了を認定する。ただし、実習については、実習の成績によって修了を認定することができる。
- 2 前条により医療専門課程理学療法学科1部を修了したものには高度専門士(医療専門課程)の称号を授与し、医療専門課程理学療法学科2部を修了したものには専門士(医療専門課程)の称号を授与する。
 - 3 卒業は、卒業論文の修了または卒業試験の合格を以て認定する。

細則

(卒業試験)

- 第18条 第4学年において、学則第18条に従い、卒業試験をあらかじめ定められた予定に従い複数回実施する。
- 2 卒業試験は基本的に国家試験の形式に準じて実施する。
 - 3 試験規定は定期試験における諸規定に準拠する。
 - 4 成績は出席日数等を含め卒業判定会議で総合的に評価され、最終回の試験結果のみでは判断しない。

(成績)

- 第19条 成績については学年末に成績通知表を交付する。
- 2 成績評価は優(A)100～80点、良(B)79～70点、可(C)69～60点、不可(D)60点未満とし、優(A)、良(B)、可(C)を合格、不可(D)を不合格とする。
 - 3 実習の評価は前項に準ずる。
 - 4 追試験及び再試験の成績評価は原則として60点以上を合格とし、合格した場合は全て可(C)とし、不合格を不可(D)とする。
 - 5 再実習派遣不可または再実習の施設判定が可未満の場合は不合格科目とする。

(卒業・修了の認定)

- 第26条 進級判定会議、実習派遣判定会議、卒業判定会議及び(臨時)教職員会議は学院長が召集し、学則及びこの細則により判定を行う。
- 2 進級判定会議は第1学年、第2学年、第3学年の学年度末に行う。
 - 3 実習派遣判定会議は実習開始前に行うことがある。
 - 4 卒業判定会議は第4学年の学年度末に行う。
 - 5 臨時教職員会議は教職員の発議により、随時学院長が招集することができる。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)	
学業成績は、学科で定める授業科目の試験(定期試験、実技試験、レポート等)によって評価される。 当学院では、各授業の評価について 100 点満点を基準として、優 (A) 100～80 点、良 (B) 79～70 点、可 (C) 69～60 点、不可 (D) 60 点未満とし、優 (A)、良 (B)、可 (C) を合格、不可 (D) を不合格とした成績を通知する。 定期試験にて「可」以上でない学生については追試、再試験、再実習を行う。 再試験は各学期末及び各学年末に各 1 回行う。 当該学年において、すべての科目が「可」以上の場合、進級を認める。 成績評価方法については、学則細則を HP で公開するほか、入学時オリエンテーションで入学生徒等に通知する。 成績の分布状況の把握は、各学年の科目点数を一覧にまとめ、合計得点、合計平均点、成績順位を算出、データとして保管する。	
客観的な指標の 算出方法の公表方法	http://www.toutoreha.ac.jp/disclosure
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	
(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)	
卒業要件は、理学療法学科が定める所定の全授業科目を所定の年次にすべて合格し、卒業試験の結果を以て卒業判定会議において決定される。 【学則 理学療法学科 細則】 (卒業試験) 第 18 条 第 4 学年において、学則第 18 条に従い、卒業試験をあらかじめ定められた予定に従い複数回実施する。 2 卒業試験は基本的に国家試験の形式に準じて実施する。 3 試験規定は定期試験における諸規定に準拠する。 4 成績は出席日数等を含め卒業判定会議で総合的に評価され、最終回の試験結果のみでは判断しない。 (卒業・修了の認定) 第 26 条 進級判定会議、実習派遣判定会議、卒業判定会議及び(臨時)教職員会議は学院長が召集し、学則及びこの細則により判定を行う。 4 卒業判定会議は第 4 学年の学年度末に行う。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	http://www.toutoreha.ac.jp/disclosure

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	専門学校 東都リハビリテーション学院
設置者名	学校法人 小関学院

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	http://www.toutoreha.ac.jp/disclosure
収支計算書又は損益計算書	同上
財産目録	同上
事業報告書	同上
監事による監査報告（書）	同上

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
医療関係		医療専門課程	理学療法学科 1 部				○	
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
4 年	昼	4, 576 単位時間	1856 単位時間	単位時間	1732 単位時間	単位時間 /単位	単位時間 /単位	
			3, 588 単位時間／単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
320 人		115 人	0 人	15 人	43 人	58 人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 様式第2号の3 厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の1 参照
成績評価の基準・方法
（概要） 様式第2号の3 厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の3 参照
卒業・進級の認定基準
（概要） 様式第2号の3 厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の4 参照
学修支援等
（概要） 担任・教員等により学業や生活の相談、個別面談、進路相談を実施している。 学生の自己学習における助言、提案を実施している。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
33 人 (100%)	0 人 (0%)	31 人 (94%)	2 人 (6%)
（主な就職、業界等） 病院、クリニック等の医療福祉施設			
（就職指導内容） 就職活動の進捗状況を把握し助言する。接遇指導、面接指導、履歴書の添削、個別面談の実施			
（主な学修成果（資格・検定等）） 理学療法士国家資格			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
136 人	9 人	6.6%
（中途退学の主な理由） 進路変更、学力不振等		
（中退防止・中退者支援のための取組） 担任・教員による個別相談、進路相談、学力不振者へ補講等の学習指導、事務職員による修学支援相談等を実施している。		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
理学療法 学科 (4年制)	500,000 円	800,000 円	600,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
各種給付型奨学金 (入学金・授業料減額)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
http://www.toutoreha.ac.jp/disclosure		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
学校関係者評価委員による委員会を開催し、本校の自己評価結果についての意見・助言等を求め、改善に努める。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
仙台青葉学院大学 教授	2023/3/1～2026/2/28	学識経験者
広尾整形外科 科長	2023/3/1～2026/2/28	臨床実習関係者 卒業生
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
http://www.toutoreha.ac.jp/disclosure		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		
一般社団法人リハビリテーション教育評価機構の審査を実施している。		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)
http://www.toutoreha.ac.jp/disclosure

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「―」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	H113311000026
学校名	専門学校 東都リハビリテーション学院
設置者名	学校法人 小関学院

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		21人	23人	23人
内訳	第Ⅰ区分	―	11人	
	第Ⅱ区分	―	―	
	第Ⅲ区分	―	―	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				23人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他の不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	—		
修得単位数が標準単位数の5割以下 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位数が標準単位数の5割以下）	—		
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	—		
「警告」の区分に連続して該当	0人		
計	—		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期		後半期

（3）退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位数が標準単位数の6割以下)	0人		
GPA等が下位4分の1	0人		
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人		
計	0人		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。